

国が示した「基本指針」について

1 概要

(1) 法的根拠等

障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の規定に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針として、厚生労働大臣が定めることとされているもの

(2) 定めることとされている事項

「障害者総合支援法第89条」

- ① 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- ② 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ③ 市町村障害福祉計画の作成に関する事項
- ④ その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

「児童福祉法第33条」

- ① 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

2 今回の「基本指針」について

(1) 経過

令和2年5月19日付で、前回の障がい福祉計画等の策定時に国から示された基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部を改正する告示が示された。

(2) 主な改正点

- ① 基本的理念に係る事項の見直し
- ② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し
- ⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

(3) 「基本指針」の主な内容

資料5-2を参照

(参考)

○資料5-3

- ・基本的な指針の一部改正通知（令和2年5月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）